

協議 2 号

長野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する
規則（案）要綱

教育委員会事務局学校教育課

事 項	説 明											
1 改正の理由	長野市立信更中学校の廃止により、その通学区域を長野市立篠ノ井西中学校又は長野市立信州新町中学校の通学区域に編入することに伴い、改正するもの											
2 改正の内容	(1) 長野市立信更中学校の通学区域に係る規定を除く。 (2) 長野市立篠ノ井西中学校及び長野市立信州新町中学校の通学区域を次のとおり改める。 <table><tr><th rowspan="2">中学校名</th><th colspan="2">通学区域</th></tr><tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>篠ノ井西</td><td>篠ノ井布施五明 篠ノ井布施高田の一部 篠ノ井御幣川の一部 篠ノ井塩崎 篠ノ井小松原の一部 篠ノ井岡田の一部 篠ノ井二ツ柳の一部 篠ノ井石川 みこと川 篠ノ井有旅 篠ノ井山布施の一部 信更町宮平</td><td>篠ノ井布施五明 篠ノ井布施高田の一部 篠ノ井御幣川の一部 篠ノ井塩崎 篠ノ井小松原の一部 篠ノ井岡田の一部 篠ノ井二ツ柳の一部 篠ノ井石川 みこと川 篠ノ井有旅 篠ノ井山布施の一部 信更町赤田 信更町田野口 信更町氷ノ田の一部 信更町灰原 信更町高野 信更町田沢 信更町宮平</td></tr><tr><td>信州新町</td><td>長野市支所設置条例別表に掲げる信州新町支所の所管区域</td><td>長野市支所設置条例別表に掲げる信州新町支所の所管区域 信更町氷ノ田の一部 信更町吉原 信更町今泉 信更町三水 信更町上尾 信更町涌池 信更町桜井 信更町下平 信更町古藤 信更町安庭</td></tr></table> (以上別表第 2 関係)	中学校名	通学区域		改正前	改正後	篠ノ井西	篠ノ井布施五明 篠ノ井布施高田の一部 篠ノ井御幣川の一部 篠ノ井塩崎 篠ノ井小松原の一部 篠ノ井岡田の一部 篠ノ井二ツ柳の一部 篠ノ井石川 みこと川 篠ノ井有旅 篠ノ井山布施の一部 信更町宮平	篠ノ井布施五明 篠ノ井布施高田の一部 篠ノ井御幣川の一部 篠ノ井塩崎 篠ノ井小松原の一部 篠ノ井岡田の一部 篠ノ井二ツ柳の一部 篠ノ井石川 みこと川 篠ノ井有旅 篠ノ井山布施の一部 信更町赤田 信更町田野口 信更町氷ノ田の一部 信更町灰原 信更町高野 信更町田沢 信更町宮平	信州新町	長野市支所設置条例別表に掲げる信州新町支所の所管区域	長野市支所設置条例別表に掲げる信州新町支所の所管区域 信更町氷ノ田の一部 信更町吉原 信更町今泉 信更町三水 信更町上尾 信更町涌池 信更町桜井 信更町下平 信更町古藤 信更町安庭
中学校名	通学区域											
	改正前	改正後										
篠ノ井西	篠ノ井布施五明 篠ノ井布施高田の一部 篠ノ井御幣川の一部 篠ノ井塩崎 篠ノ井小松原の一部 篠ノ井岡田の一部 篠ノ井二ツ柳の一部 篠ノ井石川 みこと川 篠ノ井有旅 篠ノ井山布施の一部 信更町宮平	篠ノ井布施五明 篠ノ井布施高田の一部 篠ノ井御幣川の一部 篠ノ井塩崎 篠ノ井小松原の一部 篠ノ井岡田の一部 篠ノ井二ツ柳の一部 篠ノ井石川 みこと川 篠ノ井有旅 篠ノ井山布施の一部 信更町赤田 信更町田野口 信更町氷ノ田の一部 信更町灰原 信更町高野 信更町田沢 信更町宮平										
信州新町	長野市支所設置条例別表に掲げる信州新町支所の所管区域	長野市支所設置条例別表に掲げる信州新町支所の所管区域 信更町氷ノ田の一部 信更町吉原 信更町今泉 信更町三水 信更町上尾 信更町涌池 信更町桜井 信更町下平 信更町古藤 信更町安庭										

3 施 行 期 日	令和5年4月1日から施行する。		
4 審 議 状 況	(1) 総 務 部 庶 務 課 と の 協 議	1 1 月	4 日
	(2) 教育委員会法規審査会の決定	1 2 月	2 2 日

長野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する
規則（案）

長野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成元年長野市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2 篠ノ井西の項中「篠ノ井山布施の一部」を「篠ノ井山布施の一部 信更町赤田 信更町田野口 信更町氷ノ田の一部 信更町灰原 信更町高野 信更町田沢」に改め、同表信更の項を削り、同表信州新町の項中「所管区域」を「所管区域 信更町氷ノ田の一部 信更町吉原 信更町今泉 信更町三水 信更町上尾 信更町涌池 信更町桜井 信更町下平 信更町古藤 信更町安庭」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

長野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則 新旧対照表

改正後		改正前	
○長野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則 平成元年 9 月 30 日長野市教育委員会規則第 4 号		○長野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則 平成元年 9 月 30 日長野市教育委員会規則第 4 号	
別表第 2（第 2 条関係）		別表第 2（第 2 条関係）	
中学校名	通学区域	中学校名	通学区域
柳町	略	柳町	略
篠ノ井東	略	篠ノ井東	略
篠ノ井西	篠ノ井布施五明 篠ノ井布施高田の一部 篠ノ井御幣川の一部 篠ノ井塩崎 篠ノ井小松原の一部 篠ノ井岡田の一部 篠ノ井二ツ柳の一部 篠ノ井石川 みこと川 篠ノ井有旅 篠ノ井山布施の一部 信更町赤田 信更町田野口 信更町氷ノ田の一部 信更町灰原 信更町高野 信更町田沢 信更町宮平	篠ノ井西	篠ノ井布施五明 篠ノ井布施高田の一部 篠ノ井御幣川の一部 篠ノ井塩崎 篠ノ井小松原の一部 篠ノ井岡田の一部 篠ノ井二ツ柳の一部 篠ノ井石川 みこと川 篠ノ井有旅 篠ノ井山布施の一部 信更町宮平
松代	略	松代	略
七二会	略	七二会	略
(削除)		信更	条例別表に掲げる信更支所の所管区域のうち信更町宮平を除く区域
豊野	略	豊野	略
大岡	略	大岡	略
信州新町	条例別表に掲げる信州新町支所の所管区域 信更町氷ノ田の一部 信更町吉原 信更町今泉 信更町三水 信更町上尾 信更町涌池 信更町桜井 信更町下平 信更町	信州新町	条例別表に掲げる信州新町支所の所管区域

改正後				改正前			
		古藤 信更町安庭					
	中条	略		中条	略		